

令和元年度 猪苗代町人事行政運営等の状況

人事行政を運営する上で、公平性と透明性を保つため、「猪苗代町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、本町職員の任免、給与、福利厚生などに関する概要をお知らせします。

〒総務課 行政管理係 ☎(62) 2111

1 職員の任免および職員数に関する状況

(1) 採用・退職者の状況

①採用試験の結果

	申込者	受験者	合格者	採用者
一般行政(大卒程度)	15	13	5	5
土木(大卒程度)	0	0	0	0
一般事務(高卒程度)	9	9	2	2
保健師	1	1	0	0
保育教諭	7	7	2	2
計	32	30	9	9

(注)平成30年度に実施した採用試験の結果と、その試験により採用した職員数です。

②事由別退職者数

定年	勸奨	普通	死亡	懲戒	合計
2	2	3	0	0	7

(注)平成30年4月1日～平成31年3月31日に退職した職員数です。

(2) 職員数の推移(平成31年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年増減数
		H31	H30	
一 般 行 政 部 門	議会(議会事務局)	3	3	0
	総務(総務・企画・財政・戸籍等窓口・防災等)	31	32	▲1
	税務(税の課税・徴収)	13	13	0
	民生(高齢者・障害者・児童福祉等)	25	24	1
	衛生(廃棄物収集等)	9	9	0
	農水(農林水産業振興)	15	16	▲1
	商工(商工・観光振興)	6	7	▲1
	土木(道路・住宅・公園等整備)	14	13	1
特別行政部門	教育(学校教育・社会教育・文化振興等)	36	34	2
公 営 事 業	水道(上水道)	7	6	1
	下水道(下水道)	4	4	0
	その他(国保・介護)	12	12	0
	合 計	175	173	2

(注)1 定員管理調査における職員数です。

2 定員管理上、水道、下水道、その他(国保、介護など)は公営企業等会計部門に含まれます。

2 職員の人事評価の状況

平成28年4月から人事評価制度を導入しました。導入にあたり、全職員を対象に制度に対する理解と円滑な運用を図るための研修会を実施しました。

◆平成30年度における人事評価の実施状況

	対象者	実施済	未実施	未実施の事由
人数	171	165	6	育児休業など
割合	100.0%	96.5%	3.5%	

3 職員の給与の状況

(1) 総括(平成30年度の人件費の状況)

①猪苗代町(普通会計決算)

住民基本台帳人口(平成30年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A
14,140人	7,714,813千円	302,712千円	1,498,330千円	19.42%

②水道事業(公営企業会計決算)

総費用 A	純損益または実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B/A
308,286千円	39,818千円	57,764千円	18.74%

(注)普通会計…各地方公共団体の多様な会計範囲を比較・掌握するため、総務省が定めた統一基準により用いる統計上の会計区分

(2) 職員の平均年齢、平均給料月額等の状況(平成31年4月1日現在)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	43.2歳	322,606円	360,102円
技能労務職	57.7歳	339,450円	343,450円
企業職(水道事業)	47.0歳	345,257円	389,729円

(注)「平均給料月額」とは、諸手当を含まない本給の平均です。「平均給与月額」とは、諸手当を含んだ平均です。

(3) 職員手当の状況

①期末・勤勉手当、退職手当(平成31年4月1日現在)

期末・勤勉手当	支給率	期末	勤勉	計
	6月期	1.275月分	0.925月分	2.20月分
	12月期	1.275月分	0.925月分	2.20月分
	計	2.55月分	1.85月分	4.40月分
退職手当	職制上の段階等による加算措置	有		
	支給率	自己都合	勸奨・定年	
	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	
	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	
	勤続35年	39.7575月分	47.709月分	
最高限度	47.709月分	47.709月分		

②時間外勤務手当

支給実績(30年度決算)	18,348千円
職員1人当たり平均支給年額(30年度決算)	124千円

(4) 特別職の報酬等の状況(平成31年4月1日現在)

区分	給料・報酬の月額	期末手当		
給料	町長	782,000円	6月期	1.675月分
	副町長	626,000円	12月期	1.675月分
	教育長	587,000円	計	3.35月分
報酬	議長	313,000円	6月期	1.65月分
	副議長	258,000円		
	常任委員長及び議会運営委員長	246,000円		
	議員	235,000円		
			計	3.30月分
退職手当	町長	給料月額×在職月数×48/100		
	副町長	給料月額×在職月数×29/100		
	教育長	給料月額×在職月数×20/100		

4 職員の勤務条件の状況

休暇に関する事項

1年において20日の範囲内で付与され、20日を限度に翌年に繰り越すことができます。

◆一般職員の年次有給休暇使用状況

	H30	H29	対前年増減数
平均使用日数	9.3日	10.4日	-1.1日
消化率	24.2%	26.2%	-2%

(注)一般職(非常勤、臨時職員を除く)の実績

5 職員の休業の状況

◆育児休業などの取得状況

期 間	H30	H29	対前年増減数
6月以下	—	—	0
6月超え1年以下	4	—	4
1年超え1年6月以下	1	2	▲1
1年6月超え2年以下	—	—	0
2年超え2年6月以下	—	—	0
2年6月超え	—	—	0
計	5	2	3

(注)各年度(4月1日～3月31日)における新規取得者のみの実績

6 職員の分限および懲戒処分等の状況

(1) 分限処分等の状況

分限処分とは、公務能率を維持するため、一定の事由がある職員に、その意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分のことです。

種別	休職	降給	降任	免職	合計
人数	0	0	0	0	0

(注)平成30年4月1日～平成31年3月31日の集計

(2) 懲戒処分の状況

懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問い、地方公共団体の規律と公務遂行の秩序を維持するための処分のことです。

種別	戒告	減給	停職	免職	合計
人数	2	4	0	0	6

(注)平成30年4月1日～平成31年3月31日の集計

7 職員のサービスの状況

サービスの根本基準

サービスとは、職務を遂行するに当たって職員が守るべき規律であり、職員一人一人が常に服務規律を遵守し自己を律するとともに、公務の信用を高めるため、機会をとらえて服務規律の確保に関する通達を全職員に対して行っています。

8 職員の退職管理の状況

(1) 退職管理の概要

地方公務員法第38条の2の規定により、営利企業などに再就職した元職員は、離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織などの職員に対し、在職時の職務に関して一定の影響力を有することを背景に、離職後2年間、職務上の行為(契約、許認可など)をするようにまたはしないように依頼・要求してはならないとされています。

職員は、再就職者による依頼などがあつた場合、法第38条の2第7項の規定に基づき遅滞なく公平委員会にその旨を届け出なければなりません。

また、依頼などの内容がガスや電気の供給に関する契約など職員の裁量の余地が少ない職務に関するものである場合は、同条第6項第6号の規定に基づき、再就職者は事前に任命権者の承認を受けなければなりません。

(2) 届出・申請件数

- ア 再就職者から依頼などを受けた場合の届出…該当なし
- イ 再就職者による依頼などの承認申請…該当なし

9 職員の研修の状況

◆平成30年度における職員研修の実績

研修区分	職場研修	職場外研修	合計
受講者数	239	368	607

10 職員の福祉および利益の保護の状況

(1) 福利厚生

◆安全衛生管理体制

猪苗代町職員安全衛生委員会を設置し、職員の健康衛生管理計画の実践に努めています。

◆猪苗代町職員互助会

成人病短期人間ドック検診料の一部給付、運動部への助成、磐梯まつり踊り流しへの参加などの事業を通じ、職員の健康増進および公務能率向上に資する福利厚生を実施しています。

(2) 公務(通勤)災害

◆平成30年度公務(通勤)災害認定件数

- 公務災害…1件
- 通勤災害…0件

11 公平委員会の業務の状況

(1) 平成30年度勤務条件に関する措置の要求の状況
該当なし

(2) 平成30年度不利益処分に関する審査請求の状況
該当なし